

**17 海上輸送により直接搬入する  
浚渫土砂・陸上土砂の取扱要領**

## 海上輸送により直接搬入する浚渫土砂・陸上土砂の取扱要領

### 1. 目的

橋梁、河川工事等により発生する浚渫土砂及び陸上土砂の処分の取扱いについて、必要な事項を定め、工事施行の適正化を図ることを目的とする。

### 2. 土砂搬入年次計画

各設計担当は、企画部工務課よりの依頼時期に、当該年度及び次年度以降の北港廃棄物埋立処分地等への投棄予定土量調査表（別紙－1、2）を提出すること。

### 3. 土砂搬入券の交付申請

監督職員は、工事着手前に受注者から土砂搬入券交付申請書（様式－5）を提出させること。

### 4. 搬入手続

監督職員は、土砂搬入に先立ち港湾局計画整備部工務課環境保全グループ（以下「環境保全グループ」という。）に次の手続を行うこと。

- (1) 土砂等の搬入申請は、「土砂等の搬入申請書」（様式－1）に必要書類（別表－1）を添付し、環境保全グループに4部（正1部、副3部）提出すること。
- (2) 土砂等の搬入承認書（以下「承認書」という。）及び搬入券は、環境保全グループから連絡があった後、環境保全グループにて受領のこと。

### 5. 受注者への交付

監督職員は、受注者から搬入券の請求があった時は、搬入券受領書（様式－6）を提出させ、交付すること。なお、この時に承認書の写しを合わせて交付しておくこと。

### 6. 土砂搬入の変更手続

監督職員は、受注者から土砂搬入変更申請書（様式－7）による申請があった場合は、次の手続を行うこと。

- (1) 土砂等の種類、掘削区域、掘削深さ、工法等の変更による搬入予定量の変更及び搬入期間の延期等、申請内容に変更が生じた場合は、速やかに「土砂等の搬入承認事項変更申請書」（様式－2）を申請者名で環境保全グループへ2部（正1部、副1部）提出すること。
- (2) 使用船舶等に変更が生ずる場合は、速やかに「土砂等の搬入計画の一部変更届」（様式－3）を申請者名で環境保全グループへ2部（正1部、副1部）提出すること。
- (3) 搬入券が不足する場合は、その理由を明確にし、環境保全グループへ申し出ること。
- (4) 変更承認書の発行及び搬入券の追加発行については、環境保全グループより発行される。

## 7. 搬入券管理報告書及び土砂搬入集計表

監督職員は、受注者より搬入券管理報告書（様式－8）及び土砂搬入集計表（様式－9）を提出させること。

## 8. 搬入券の紛失時の措置

監督職員は、搬入券の紛失の事故が発生した場合は、直ちに環境保全グループに速報し、使用停止の措置をとること。また、速やかに受注者より搬入券紛失届（様式－10）を提出させること。

## 9. 搬入券の返納

監督職員は、工事完了又は一時中止により、搬入券の使用が不必要になった場合には、受注者に交付した搬入券（使用済・未使用）を、搬入券返納書（様式－11）にて速やかに返納させること。

## 10. 工事完了後の通知

監督職員は、工事完了後、速やかに次の手続を行うこと。

- (1) 土砂等の搬入が完了したときは、搬入完了後30日以内に環境保全グループに完了届（様式－4）を2部（正1部、副1部）提出すること。
- (2) 完了届に添付する書類は、別表－2のとおりとする。

## 11. 土砂搬入時の注意事項

受注者は、土砂搬入にあたって、以下の点に注意して搬入すること。

- (1) 搬入土砂の揚土方法は、直接（ポンプ）揚土とする。
- (2) 土砂の搬入にあたっては、環境保全グループと搬入時間、方法等を協議し、その指示に従うこと。
- (3) 搬入にあたっては、土砂搬入申請書で申請した船舶を使用すること。また、搬入時には土砂等搬入承認書（写）を携帯するとともに、見やすい場所に標識旗を掲げること。違反した場合は、土砂の搬入ができない。
- (4) 輸送の途上で積載物が飛散、又は流出しないように十分な措置を講ずること。
- (5) 所定の搬入場所へ到着したら、搬入券を提示し、検収を受けること。
- (6) 検収の結果、受入が不適当と認められ、持ち帰りを指示された場合は、その指示に従うこと。

## 12. 受入土砂等の基準

受入基準については、以下の条件を満たすものであること。

- (1) 浚渫土砂  
ア 北港廃棄物埋立処分地第2・3区受入土砂の底質試験要領に基づき、別表(1)～

(3)に示す底質試験による有害物質の含有量・溶出試験の結果、適當と認められた土砂であること。

(2) 陸上土砂

ア 本市の公共工事等により発生するもので、次の基準に該当するもの。

(ア) 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に定める廃棄物に該当しないこと

(イ) 建設発生土の物理性状と化学性状に係る受入基準に適合すること

「建設発生土の物理性状と化学性状に係る受入基準」

・・・(陸上輸送により夢洲基地へ搬入する陸上土砂の取扱要領(別紙-7)  
のとおり)

イ 前項に定める基準に適合することを土質検定試験書等の書面により証するもの  
「建設発生土受入に係る土質検定試験書等提出要領」

・・・(陸上輸送により夢洲基地へ搬入する陸上土砂の取扱要領(別紙-8)  
のとおり)

ウ 改良土(軟弱土砂を改良したもの)は、上記2項の基準に適合するとともに、  
次の基準を満たすものとする。ただし、事前協議をする。

(ア) 固結して地中障害とならないこと

(イ) 再掘削した改良土が産業廃棄物とならないこと

### 13. 土砂搬入受付時間

土砂の搬入時間は、

午前9時30分～午後4時30分とする。

ただし、日曜日、祝日、年末年始、その他環境保全グループが指定する日は搬入できない。

注) 海上輸送のため、海象の条件に影響される場合もある。

### 14. 附 則

(1) 本要綱は、委託工事並びに直営工事による土砂の搬入についても適用する。

(2) 各設計担当者は、設計積算数量及び土砂搬入量を確認し、残土処分費についても十分把握しておくこと。

15. 浚渫土砂搬入手続（フロー）

